

国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛する場合でありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められておらないという解釈を私は持っております。…

○岸国務大臣 …日本の憲法9条というものの規定から考えまして、国連憲章第51条の集団的自衛権が国際法上ありと認められておりましても、海外へ出て締約国もしくは友好国の領土を守るということは、日本ではできない。こういう意味において、われわれは、いわゆる集団的自衛権の最も典型的なものを観念上は持つておるけれども、事実上これは行使できない。その行使できない権利は、持たないという説明をするわけであります。…

○林（修）政府委員 …憲章第51条にいう集団的自衛権の行使、これは中心としての概念は、他国一自國と歴史的、あるいは民族的、あるいは地理的、あるいは条約上、そういういろいろな関係がございましょうけれども、そういう関係にある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自國が受けたと同様に見て、その他国を防衛する、武力をもって防衛するということが、国連憲章上違法な戦闘、戦争とは認められないというのが、国連憲章51条の意味だと思います。集団的自衛権、ここで言っておる集団的固有の自衛権というのは、そういう意味においては、武力行動を中心とする概念であることは間違いございません。しかし、そういう意味の武力行動は、日本の憲法上は認められないということを先ほどから申し上げておるわけでございます。しかし、先ほど來申し上げておる通りに、学者によつては、あるいは一般の説によつては、集団的自衛という観念を、もう少し広く広げて解釈している人もあるわけあります。そういう意味にいろいろのものが含まれてくる。たとえば、基地提供とか、あるいは他国が侵略された場合に、それを経済的に援助するとか、こうすることも含まれてくるという脱もあるわけでございまして、そういうものも集団的自衛権と呼べば、日本の憲法上それをどこも排除しているものはない。こうすることを先ほどから申し上げておるわけでございます。

(国会提出資料)

・<集団的自衛権と憲法との関係>

(参、決算委提出 昭47・10・14)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣言したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を

有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないと立場にたつてゐるが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまで放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めては解されないのであって、それは、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが國に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(国会答弁例)

[衆・内閣委 昭55・10・28]
味村内閣法制局第一部長 答弁

○味村政府委員 …一般論を申し上げますれば、日本はいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないということになっておるわけでございます。集団的自衛権と申しますのは、結局、自國と緊密な関係を持っておる他国、これが武力攻撃を受けました場合に、その他国を助けるため、防衛するために武力を行使するということでございます。そういうように武力の行使ということが集団的自衛権の要件といいますか中心概念になっているわけでございますが、費用の負担ということは、一般的に申し上げますれば武力の行使には該当しないであろうというように考えております。しかし問題は、具体的になりました場合にいろいろな状況とか使途、目的、いろいろございましょうから、そういうことを具体的に詰める必要はあるかと存じます。

(質問主意書・答弁書)

(昭56・5・29 対稲葉誠一・衆)

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止